

＼実況中継！／

要点 まとめノート

刑法


窃盗罪、強盗罪、
不同意性交等罪ほか編

ビジュアルサポート

各Sectionの冒頭には、Sectionの内容に関連する図解を掲載しています。次ページからの実況中継とあわせてお読みください！

Section 1

公務執行妨害罪／逃走罪



ビジュアルサポート

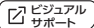
● 公務執行妨害罪の要件

	ポイント
①客体⇒公務員	駐車監視員などの「みなし公務員」も客体に含まれる。
②職務の適法性	①抽象的・一般的権限を有すること、②具体的職務権限を有すること、③法律上の重要な条件・手続を履強していることが必要。
③職務の時間的範囲	職務の執行開始から終了までの時間だけでなく、時間的に接触し、一体的関係にある範囲も保護の対象となる。例警ら中の警察官が住民と雑談している時も「職務を執行する」場合に当たり得る。
④行為⇒公務員に	直接公務員に向けられるものだけでなく、間接実行でもよい。

Live
授業

実況中継！


まるで声が聞こえる？教室のライブ感あふれる解説授業です。法学の用語は難しいものが多いですが、噛み砕いた説明で、語り掛けるように、みなさんの疑問を先回りして解決します！SA頻出ポイントもマスターできます。


 が付いているものは、ビジュアルサポートの図解を参照しながらお読みください！

Section 1

Live
授業


実況中継！






公務執行妨害罪は、保護法益は公務であることがポイント！

公務執行妨害罪は、公務員の生命・身体が保護法益だと考える人も多いのではないのでしょうか？しかし、公務執行妨害罪の保護法益は、**公務そのもの**なのです。これさえ押さえてしまえば、どのような要件が必要になるのか理解しやすいですよ。



公務執行妨害罪の要件 

まず、客体は「公務員」です。駐車監視員等のみなし公務員も含まれます。

○×クイズで確認しよう!

ビジュアルサポートや実況中継で得た知識を一問一答で確認しましょう! インプットとアウトプットを細かく繰り返すことで、試験で使える確かな知識が定着します。

Section 1

○×クイズで確認しよう!

- (1) 無銭飲食をしたXは、現場臨場した警察官Aの姿を認めるや、Aから職務質問を受ける前に、Aを1回回り逃走した。Xには公務執行妨害罪が成立しない。
- (2) Xは、パトカーで警ら中の警察官Bを認めるや、同パトカーに石を投げつけ、同車のサイドミラーを割った。Xには公務執行妨害罪が成立しない。
- (3) Xは、職務を終えて制服を着用したまま帰宅途中の警察官Cに暴行を加えた。Xには、公務執行妨害罪が成立しない。
- (4) 保護処分として少年院に収容されたXが逃走した場合、単純逃走罪が成立し得る。
- (5) 単純逃走罪で緊急逮捕はできない。

解答

- (1) × 職務質問の前でも、Aは臨場しており「職務の執行」中であるため、公務執行妨害罪は成立します。
- (2) × 間接暴行であっても、公務執行妨害罪の「暴行」に当たるため、同罪が成立します。
- (3) ○ 職務を終えているので、公務執行妨害罪は成立しません。
- (4) ○ 少年院に収容中の者は「法令により拘禁された者」に当たります。
- (5) × 令和5年の法改正で、法定刑が「3年以下の拘禁刑」に引き上げられたため、緊急逮捕が可能になりました。



＼実況中継！／

要点まとめノート

刑法

窃盗罪、強盗罪、不同意性交等罪ほか編

Contents

Section1	公務執行妨害罪／逃走罪	7
Section2	放火罪	11
Section3	文書等偽造罪	15
Section4	性的自由に対する罪	19
Section5	贈収賄罪	23
Section6	暴行・傷害罪／遺棄罪	27
Section7	略取・誘拐罪／逮捕・監禁罪	31



Section8	名誉毀損・侮辱罪	35
Section9	財産犯の共通ポイント／窃盗罪	39
Section10	強盗罪	43
Section11	詐欺罪	47
Section12	恐喝罪／脅迫罪／強要罪	51
Section13	横領罪と背任罪	55
Section14	毀棄・隠匿罪	59

公務執行妨害罪／逃走罪



ビジュアルサポート

● 公務執行妨害罪の要件

	ポイント
①客体 ⇒公務員	駐車監視員などの「みなし公務員」も客体に含まれる。
②職務の適法性	①抽象的・一般的権限を有すること、②具体的職務権限を有すること、③法律上の重要な条件・手続を履践していることが必要。
③職務の時間的範囲	職務の執行開始から終了までの時間だけでなく、時間的に接着し、一体的関係にある範囲も保護の対象となる。 例 警ら中の警察官が住民と雑談している時も「職務を執行する」場合に当たり得る。
④行為⇒公務員に対する暴行又は脅迫	・直接公務員に向けられるものだけでなく、間接暴行でもよい。 ・害悪告知(脅迫)は、内容や方法を問わず人を畏怖させるに足りるものであればよい。
⑤故意(主観的要件)	①相手が公務員であること、②公務を行っている(行おうとしている)こと、③暴行・脅迫を加えることの認識で足りる。

● 逃走罪令和 5 年改正のポイント (網掛けは改正により変更された部分)

主体	刑法の規定	単純逃走罪(97条)	加重逃走罪(98条)
	法令により拘禁された者		
■裁判の執行により拘禁された既決の者 例 確定判決により刑事施設等に収容された者		○	○
■裁判の執行により拘禁された未決の者 例 刑事施設等に未決勾留されている者		○	○
■勾引状の執行を受けた者 例 通常逮捕されたが、刑事施設等に収容前の者 例 勾引状の執行を受けた証人		○	○
■改正前は逃走罪の主体に該当しなかった者 例 現行犯逮捕され、勾留される前の者 例 緊急逮捕されたが令状未発付の者 例 少年法の保護処分により少年院に収容中の少年		○	○

実況中継!



公務執行妨害罪は、 保護法益は公務であることがポイント!

公務執行妨害罪は、公務員の生命・身体が保護法益だと考える人も多いのではないのでしょうか？しかし、公務執行妨害罪の保護法益は、**公務そのもの**なのです。これさえ押さえてしまえば、どのような要件が必要になるのか理解しやすいですよ。



公務執行妨害罪の要件



まず、客体は「**公務員**」です。駐車監視員等の**みなし公務員**も含まれます。

次に、「**職務**」は**適法**である必要があります。保護法益が公務であるならば、違法な公務まで保護する必要はないですからね。職務（公務）の適法性は①公務員がその行為を行う**抽象的・一般的権限を有している上**、②その行為をなし得る**具体的職務権限**を持ち、③職務行為の**有効要件である法律上の重要な条件・手続**を履^り踐^{せん}していることが必要とされます。

また、判例は、職務には広く公務員が取り扱う事務の全てが含まれ、具体的・個別的に特定された職務の執行の開始から終了までの時間的範囲及び当該職務の執行と時間的に**接着**し、これと切り離し得ない**一体的関係にある範囲内の職務行為**（＝職務の執行中に限らないということ！）を保護の対象とします（最判昭45.12.22、同昭53.6.29）。ですので、警ら中の警察官が住民と雑談しているときであっても、「職務を執行する」場合に当たり得ますよ。

そして、行為は、公務員に対する「**暴行又は脅迫**(=害悪の告知)」です。公務が保護法益なので、直接公務員に向けられるものだけでなく、間接暴行でもよいですし、害悪告知の内容や方法等も問われず人を畏怖させるに足りるものであればよいのです。

最後に故意ですが、①**相手が公務員**で、②**公務を行う(行おうとしている)**場合に、③**暴行・脅迫を加える**認識があればよく、公務の執行を妨害する目的は不要です。



電子計算機損壊等公務執行妨害罪の新設

今後、警察官が電子令状をタブレット端末に表示する運用が予定されていますが、強力な電磁波でこの端末を操作不能にしたらどうなるでしょう。警察官に暴行や脅迫を加えていないので、公務執行妨害罪をそのまま適用することができません。そこで、令和7年、**電子計算機損壊等公務執行妨害罪**が新設されました。



逃走罪が変わった!



逃走罪には、単純逃走罪・(拘束具を破壊する等の方法を用いる)加重逃走罪・被拘禁者奪取罪・逃走援助罪があります。

令和5年の法改正で、全ての逃走罪の対象が「**法令により拘禁された者**」となりました。これには既決の者(刑の確定者)や未決の者(捜査中の被疑者や裁判中の被告人)のみならず、逮捕された段階の者や少年法等の特別法で拘禁された者全てを含みます。

また、単純逃走罪の法定刑が「3年以下の拘禁刑」に引き上げられたため、**緊急逮捕も可能**になったので、注意してくださいね。

○×クイズで確認しよう！

- (1) 無銭飲食をしたXは、現場臨場した警察官Aの姿を認めるや、Aから職務質問を受ける前に、Aを1回殴り逃走した。Xには公務執行妨害罪が成立しない。
- (2) Xは、パトカーで警ら中の警察官Bを認めるや、同パトカーに石を投げつけ、同車のサイドミラーを割った。Xには公務執行妨害罪が成立しない。
- (3) Xは、職務を終えて制服を着用したまま帰宅途中の警察官Cに暴行を加えた。Xには、公務執行妨害罪が成立しない。
- (4) 保護処分として少年院に収容されたXが逃走した場合、単純逃走罪が成立し得る。
- (5) 単純逃走罪で緊急逮捕はできない。

解答

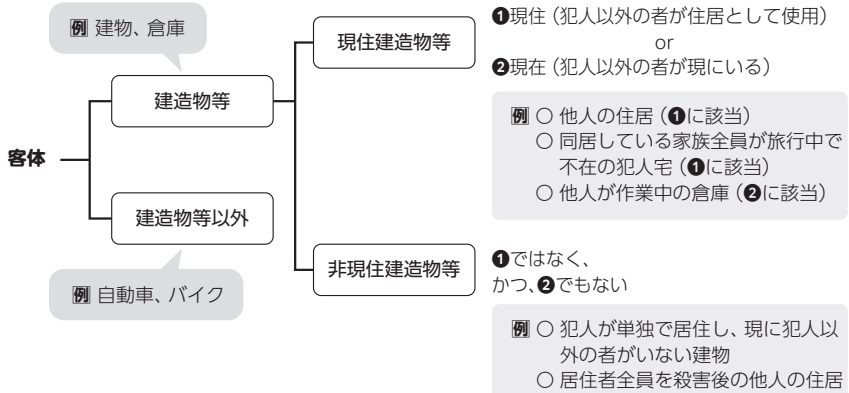
- (1) × 職務質問の前でも、Aは臨場しており「職務の執行」中であるため、公務執行妨害罪は成立します。
- (2) × 間接暴行であっても、公務執行妨害罪の「暴行」に当たるため、同罪が成立します。
- (3) ○ 職務を終えているので、公務執行妨害罪は成立しません。
- (4) ○ 少年院に収容中の者は「法令により拘禁された者」に当たります。
- (5) × 令和5年の法改正で、法定刑が「3年以下の拘禁刑」に引き上げられたため、緊急逮捕が可能になりました。

放火罪



ビジュアルサポート

● 放火罪の客体



● 放火罪の類型

罪名	客体		行為	結果	未遂	予備
現住建造物等放火罪(108)	建造物等	現住	放火	目的物の焼損により直ちに既遂(抽象的危険犯)	○ (112)	○ (113)
非現住建造物等放火罪(109)		非現住				
建造物等以外放火罪(110)	建造物等以外			目的物の焼損+公共の危険の発生(具体的危険犯)	×	×

実況中継!



放火罪は客体で刑が変わる

ビジュアルサポート

放火罪は、燃やす客体で刑が変わることがポイントです。

①現住建造物等放火罪（刑法第108条）

現に人がいる建造物、汽車等を焼損した場合

②非現住建造物等放火罪（同法第109条）

- I 現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物等を焼損した場合（第1項）
- II 上記が自己の所有に係るときで、公共の危険を生じた場合（第2項）

③建造物等以外放火罪（同法第110条）

- I ①②以外の物を焼損し、公共の危険を生じた場合（第1項）
- II 上記の物が自己の所有に係るとき（第2項）

なお、②I・③Iの物が自己所有であっても、差押えを受け、物件を負担し、賃貸し、配偶者居住権（民法第1028条第1項）が設定され、又は保険に付したものであるときは、他人物の場合の例による（刑法第115条）とされます。

ここでの「人」は犯人や共犯者以外の者を指しています。



「放火」ってどういう行為？

「放火」は、「客体の燃焼^{じやっき}を惹起させる行為」や「目的物の燃焼に原因力を与える行為」とされ、直接点火する行為のみならず、媒介物への点火や残火に油を注ぐといった火力の増長行為も含まれます。

また、誤って仕事机を燃やしてしまった従業員が発覚を恐れて逃走した結果、会社が燃えてしまったような場合等、**不作為による放火行為**が認められることがあります。



「焼損」の意義

「**焼損**」とは、火勢が放火の媒介物を離れて目的物に移り、独立して燃焼作用を継続し得る状態に達することです（**独立燃焼説**）。建造物等の一部に係る状態にすればよく、判例は、天井板やエレベーターかごの側壁を燃焼させた場合等に「**焼損**」を認めています。

「**放火**」も「**焼損**」も具体的事案で検討する必要がありますが、建造物等の構造や炭化深度などを参考にしてみてください。



公共の危険って何？

ビジュアルサポート

放火罪は**公共危険罪**といわれ、公共の平穩を保護法益とします。**公共の危険**とは、不特定又は多数人の生命・身体・財産に危険を感じさせる状態です。客体を焼損するだけで公共の危険があるとされる**抽象的危険犯**（刑法第108条、第109条第1項）と、公共の危険が具体的に発生したことを要件とする**具体的危険犯**（同法第109条第2項、第110条）とに分かれます。



放火の故意

未必の故意で足り、**公共の危険の認識は不要**です。

○×クイズで確認しよう！

- (1) 自分以外の家族全員を殺害してから自分も住む家に火をつけ、全焼させた場合、殺人罪のほか、非現住建造物等放火罪が成立する。
- (2) 火災保険付きの家屋を所有するXが、点火中の神棚の蠟燭ろうそくが神符に傾斜していることに気付いたが、火災になれば保険金を得られると思い退出した場合、不作為の放火に当たる。
- (3) 「焼損」は、独立して燃焼を継続し、目的物の効用が害されることを意味する。
- (4) 屋根裏や柱の一部が焼けた場合、放火の既遂となる。
- (5) 放火罪の主たる保護法益は、個人の生命・身体・財産の保護である。

解答

- (1) ○ 犯人は「人」に含まれないので、非現住建造物となります。
- (2) ○ 判例は、枝文の場合に、消火の措置をとるべきとして不作為の放火を認めています（大判昭13.3.11）。
- (3) × 「焼損」について、目的物の効用が害されることは不要です。
- (4) ○ 判例は、取り外しの容易でない部分の燃焼に関して「焼損」（既遂）を認める傾向にあります（大判昭9.11.30、最判昭23.11.2等）。
- (5) × 放火罪の主たる保護法益は公共の平穩、安全です。